

「旁国二十一か国」＝「東是人二十余国」説に思うこと

小林 良自

1. 「旁国二十一か国」＝「東是人二十余国」説とは

『魏志倭人伝』は、陳寿によって西晋の太康年間（280～289年）に編纂されました。邪馬台国は、「今使訳通ずる所三十国なり」とあるように三十の国々から成ります。今回、この中の「旁国二十一か国」に関して、言語学者の森博達が論じた「旁国二十一か国」＝「東是人二十余国」説について考えます。はじめに、古代中国語の音韻史を概観すると、周、秦代の上古音から隋、唐代の中古音に変遷したとされます。中古音の基本資料は、601年に成立した『切韻』ですが現存していません。後の『広韻』や『韻鏡』に内容が伝わっているとされます。一方、古代日本語は、奈良時代の上代特殊仮名遣いに基づく上代日本語が基本であり、基本資料は、『日本書紀』、『古事記』、『万葉集』です。

『魏志倭人伝』は多くの地名、人名、官名を記しています。森博達は、これら固有名詞の漢字を中古音の音節総表に入れ音節構造を分析しました。この結果、この時代の倭人語は概ね上代日本語の音韻法則に則っていたとします。特に、これら固有名詞の中では、「魚」部「模」韻の漢字が多く用いられているとされます。ここで、「魚」部「模」韻は、上古音 22 部の一つ「魚」部、中古音韻母 16 摂の一つ「模」韻のことで、音価は上古音で a、中古音で o、上代日本語でオ列甲類にあたります。前漢から後漢にかけて a から o、オ列甲類へ変化したとされます。ところで、「魚」部「模」韻字を連用した国名表記が、邪馬台国を構成する「旁国二十一か国」の中にあります。好古都国、蘇奴国、華奴蘇奴国、烏奴国の四か国です。該当部分は、それぞれ古都、蘇奴、奴蘇奴、烏奴です。中古音とすれば、音価がオ列甲類となり、上代日本語では殆ど見られないオ列甲類音の連用になるとされます。

この問題の要点は、第一に邪馬台国時代の音韻法則が上代日本語とは一部異なっていたとみるか、第二に音写の時期を魏前代に置き、前漢から後漢にかけて起った「魚」部「模」韻の a から o、オ列甲類への変化によるものとみるかです。この場合、オ列甲類音の連用が回避され、上代日本語の音韻法則に収まることとなります。森博達は、先ず第一の立場から「倭人語には母音調和がより整ったかたちで存在していたことを示す」のかと述べた上で、第二の立場から解決策の一つとして、「旁国二十一か国」＝「東是人二十余国」説を論じました。ここで、東是人諸国は『漢書』地理志に記された、会稽海外にあつて時に会稽郡に献見した国々です。この論は陳寿が、後漢以前の古い国名リストを「旁国二十一か国」として『魏志倭人伝』に記したとする考え方です。もし、この考え方が正しければ、邪馬台国が二世紀末の建国時に「旁国二十一か国」を版図に含めていたこととなります。畿内説の論者は、これらの諸国が遠絶とされることから、版図が広域に渡る畿内説が成立する余地があるとしています。又、「今使訳通ずる所三十国なり」の「今」は魏朝期を示し、西晋期は否定されるとします。

東是人は倭人と考えられなくはありません。しかし、『漢書』地理志が記す「東是人二十余国」は、「倭人百余国」とは別な集団に属すると考えます。前者は会稽海外にあり時に会稽郡に献見するとあり、後者は楽浪海中にあり時に楽浪郡に献見するとあります。ここで、なぜ楽浪郡が近いにも拘らず、わざわざ会稽郡まで使者を送るのか不自然とする見方があるからで

す。邪馬台国の連合に属する「旁国二十一か国」を「東是人二十余国」に直接あてるとは無理があると考えます。総合的にみて、第一の立場が妥当と思います。すなわち、邪馬台国時代の音韻法則が上代日本語とは一部異なっていたとする見方です。森が第一の立場で「倭人語には母音調和がより整ったかたちで存在していたことを示す」のかと述べたように、倭人の音韻組織は、魏晋前代の前漢、又は、後漢の時期から変わることなく、奈良時代の上代特殊仮名遣いの音韻組織に至ったわけではないと考えます。

この限りで、「今使訳通ずる所三十国なり」の「今」は魏朝前代でなく、魏朝期もしくは西晋の太康年間期の「今」と考えられます。又、建国時の邪馬台国が版図に「旁国二十一か国」を含めた三十国体制である可能性は低く、広域を版図とする畿内説成立の余地がないと考えます。邪馬台国は順次、拡大し広域化して三十国体制になったものと考えます。

2. 邪馬台国の試論「新類型」と東是人諸国の道程への転用

現時点での邪馬台国論の課題は、第一に『魏志倭人伝』にみる邪馬台国と『古事記』、『日本書紀』にみる大和王権との関係を明らかにすること、第二に邪馬台国の道程に係る白鳥庫吉の課題を解決することにあると考えます。ここで、白鳥の課題は、邪馬台国に至る道里「万二千余里」の里数記事に道程の「水行一か月、陸行一か月」の日数記事が、なぜ『魏志倭人伝』に併記されたのか解釈することでした。自説は、北部九州の邪馬台国が、畿内勢力や初期大和王権を支配していたと考えます。この支配・被支配関係は、理論上、考え得る類型の一つで「新類型」です。これまで、この「新類型」に立って邪馬台国の試論を展開してきました。

ここで、自説の新類型の統治機関は、邪馬台国が設置した「大倭」です。「大倭」は、邪馬台国が国々に派遣した大官で、重要物資の鉄、銅鏡等を対象に管理交易を行ったとされます。これら重要物資のサプライチェーンの掌握には、大陸、半島に近接した北部九州に地の利がありました。北部九州の邪馬台国は、大和の纏向などに設置した「大倭」を通じて畿内の国々に力を及ぼすことができたと考えます。この統治機関「大倭」の消長を通して、邪馬台国の興亡を考えました。この中で、卑弥呼と崇神の関係を明らかにし、大和王権成立の過程を解明しました。その上で、新類型によって白鳥庫吉の課題を新たに解明しました。

陳寿は日数記事の道程を里数記事の道里に併記しました。西晋の史官、陳寿は、魏や西晋の友好国である邪馬台国の出自を南方、越の国とするため、日数記事を用いて敵国、呉の背後にあたる遙か南方の会稽東冶の東に移動させたとする説に従いたいと思います。次に、陳寿が用いた「水行一か月、陸行一か月」の日数記事に関しては、何らかの情報源があったと考えるべきで、単に区切りの良い数値を使ったとも思えません。この日数記事の情報は、邪馬台国連合の東の国境にあたる大和、纏向の「大倭」に関する伝聞情報です。帯方郡より「水行一か月、陸行一か月」の道程にあり、七万余の多大な戸数です。ちなみに、考古学の所見は三世紀中葉から後半にかけて、大和、纏向が大きく成長したことを示すとします。この考古学の所見と七万余の多大な戸数は整合的です。この伝聞情報は、魏朝期、もしくは西晋の太康年間期に倭国の遣使がもたらしたものです。ここで、太康年間期の遣使に関しては、『晋書』が東夷諸国の朝貢を太康年間期に記すことからみて、この中に倭国の朝貢があったと考えます。陳寿は会稽東冶の東にあるべきとした邪馬台国の道程に、これらの大和、纏向の「大倭」に関する日数と戸数の伝聞情報を転用したと考えます。

以上が新類型による邪馬台国論の二つの課題解明の概要です。詳細は、全国邪馬台国連絡協会のホームページ「私の邪馬台国論・古代史論」投稿文『邪馬台国の興亡と大和王権』（2023年7月）を参照ください。最後に、陳寿が邪馬台国の位置を意図的に会稽の東冶の東に移動させたことから、「旁国二十一か国」＝「東是人二十余国」とする森説は魅力的です。ただ直接に当てるとは支持し難いですが、陳寿による転用の可能性はおおいに考えられます。倭種と考えられる東是人の国々、二十余国の国名リストを西晋の史官として入手した陳寿は、会稽の東冶の東を意識した上で、纏向「大倭」に関する日数と戸数の伝聞記事に加えて、これらの諸国を配列したと考えます。

参考・参照文献 森博達の著作

- ①『日本の古代 1 倭人の登場』所収「倭人伝の地名と人名」1985年 中央公論社
- ②『月刊日本語論 創刊 1 周年記念日本語の起源をさぐる』所収「魏志倭人伝と弥生時代の言語」1994年 山本書房

（注）本稿は、スマホで作成しました。このためパソコンと違い漢字の対応に限界がありました。本稿で東是人と表記した「是」の字は、本来「魚」偏が付いた字です。

紹介文

邪馬台国が会稽東冶の東の地に及ぶことから、森博達の「旁国二十一か国」＝「東是人二十余国」説は魅力的です。音韻学を踏まえ思いを巡らせます。